

特定施設の一覧

・ばい煙(いおう酸化物に係る特定施設、ばいじんに係る特定施設(1))

「大気汚染防止法施行令第2条に規定する施設」

項	用途	施設種類	規模※
1	すべて	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	燃焼能力(50L/時以上)
2	水性ガス、油ガスの発生	ガス発生炉 加熱炉	原料として使用する石炭・コークスの処理能力(20t/日以上) 燃焼能力(50L/時以上)
3	金属精錬、無機化学工業品の製造	ばい焼炉 焼結炉(ペレット焼成炉を含む) 煨(か)焼炉 ただし、14 項を除く	処理能力(1t/時以上)
4	金属精錬	溶鋇炉(溶鋇用反射炉を含む) 転炉 平炉 ただし、14 項を除く	
5	金属精製、鋳造	溶解炉 ただし、こしき炉、14 項、24～26 項を除く	火格子面積(1m ² 以上) 羽口面断面積(0.5m ² 以上) 燃焼能力(50L/時以上) 変圧器容量(200kVA 以上)
6	金属の鍛造 金属の圧延 金属、金属製品の熱処理	加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品の製造 コールタール製品の製造	加熱炉	
8	石油精製	流動接触分解装置のうち触媒再生塔	
8の2	すべて	石油ガス洗浄装置に付属の硫黄回収装置のうち燃焼炉	燃焼能力(6L/時以上)
9	窯業製品製造	焼成炉 熔融炉	火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(50L/時以上) 変圧器容量(200kVA 以上)
10	無機化学工業品の製造 食料品の製造	反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む) 直火炉 ただし、26 項を除く	
11	すべて	乾燥炉 ただし、14 項、23 項を除く	
12	製鉄 製鋼 合金鉄、カーバイドの製造	電気炉	変圧器容量(1000kVA 以上)
13	すべて	廃棄物焼却炉	火格子面積(2m ² 以上) 焼却能力(200kg/時以上)

項	用途	施設種類	規模※
14	銅、鉛、亜鉛の精錬	ばい焼炉 焼結炉(ペレット焼成炉を含む) 溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む) 転炉 溶解炉 乾燥炉	処理能力(0.5t/時以上) 火格子面積(0.5m ² 以上) 羽口面断面積(0.2m ² 以上) 燃焼能力(20L/時以上)
15	カドミウム系顔料の製造 炭酸カドミウムの製造	乾燥施設	容量(0.1m ³ 以上)
16	塩素化エチレンの製造	塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素は塩素換算量)の処理能力(50kg/時以上)
17	塩化第二鉄の製造	溶解槽	
18	活性炭製造	反応炉 ただし、塩化亜鉛を使用するものに限る	燃焼能力(3L/時以上)
19	化学製品製造	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設 ただし、塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り16~18項及び密閉式のものを除く	原料として使用する塩素(塩化水素は塩素換算量)の処理能力(50kg/時以上)
20	アルミニウムの精錬	電解炉	電流容量(30kA以上)
21	燐、燐酸の製造 燐酸質肥料の製造 複合肥料の製造	反応施設 濃縮施設 焼成炉 溶解炉 ただし、原料に燐鉱石を使用するものに限る	原料として使用する燐鉱石の処理能力(80kg/時以上) 燃焼能力(50L/時以上) 変圧器容量(200kVA以上)
22	フッ酸の製造	凝縮施設 吸収施設 蒸留施設 ただし、密閉式のものを除く	伝熱面積(10m ² 以上) ポンプ動力(1kW以上)
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造	反応施設 乾燥炉 焼成炉 ただし、原料に燐鉱石を使用するものに限る	処理能力(80kg/時以上) 火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(50L/時以上)
24	鉛合金の製造を含む 鉛の二次精錬 鉛の管、板、線の製造	溶解炉	燃焼能力(10L/時以上) 変圧器容量(40kVA以上)
25	鉛蓄電池製造	溶解炉	燃焼能力(4L/時以上) 変圧器容量(20kVA以上)
26	鉛系顔料の製造	溶解炉 反射炉 反応炉 乾燥施設	容量(0.1m ³ 以上) 燃焼能力(4L/時以上) 変圧器容量(20kVA以上)
27	硝酸の製造	吸収施設 漂白施設 濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力(100kg/時以上)

項	用途	施設種類	規模※
28	すべて	コークス炉	処理能力(20t/日以上)
29	すべて	ガスタービン	燃焼能力(50L/時以上)
30	すべて	ディーゼル機関	
31	すべて	ガス機関	燃焼能力(35L/時以上)
32	すべて	ガソリン機関	

備考1 ※規模要件については、項目のいずれかに該当すること。

備考2 表の「燃焼能力」は重油換算した燃焼能力を示す。

・ばい煙(ばいじんに係る特定施設(2))

「府条例施行規則別表第3第1号の表に規定する施設」

用途	項	施設種類	規模※
食料品の製造	1	反応炉	火格子面積 (0.5m ² 以上1m ² 未満) 燃烧能力 (30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満)
	2	直火炉	火格子面積(0.5m ² 以上) 燃烧能力(30L/時以上) 変圧器容量(100kVA 以上)
	3	加熱炉	火格子面積(0.5m ² 以上) 燃烧能力(30L/時以上) 変圧器容量(100kVA 以上)
無機化学工業品の製造	4	ばい焼炉	処理能力(1t/時未満)
	5	焼結炉 (ペレット焼成炉を含む)	
	6	煨(か)焼炉	
	7	反応炉 (カーボンブラック製造用燃 焼装置を含み鉛系顔料製造 用を除く)	火格子面積 (0.5m ² 以上1m ² 未満) 燃烧能力 (30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満)
	8	直火炉	火格子面積(0.5m ² 以上) 燃烧能力(30L/時以上) 変圧器容量(100kVA 以上)
	9	加熱炉	火格子面積(0.5m ² 以上) 燃烧能力(30L/時以上) 変圧器容量(100kVA 以上)
カーバイドの製造	10	電気炉	変圧器容量(1000kVA 未満)
窯業製品の製造	11	焼成炉	火格子面積 (0.5m ² 以上1m ² 未満) 燃烧能力 (30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満)
	12	熔融炉	火格子面積(0.5m ² 以上) 燃烧能力(30L/時以上) 変圧器容量(100kVA 以上)
	13	加熱炉	火格子面積(0.5m ² 以上) 燃烧能力(30L/時以上) 変圧器容量(100kVA 以上)
金属の精錬(銅、鉛又は亜鉛の精錬を除く)	14	ばい焼炉	処理能力(1t/時未満)
	15	焼結炉 (ペレット焼成炉を含む)	
金属の精錬	16	煨(か)焼炉	
金属の精製又は鑄造 以下を除く (こしき炉 銅・鉛・亜鉛の精錬 鉛の第二次精錬 (鉛合金製造を含む) 鉛の管・板・線の製造 鉛蓄電池の製造 鉛系顔料の製造用溶解炉・反射炉)	17	溶解炉	火格子面積 (0.5m ² 以上1m ² 未満) 燃烧能力 (30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満) 羽口面断面積 (0.5m ² 未満)
金属製錬 合金の製造	18	溶解炉	火格子面積(0.5m ² 以上) 燃烧能力(30L/時以上) 変圧器容量(100kVA 以上)
金属の鍛造	19		火格子面積 (0.5m ² 以上1m ² 未満)

用途	項	施設種類	規模※
金属の圧延 金属・金属製品の熱処理		加熱炉	燃焼能力 (30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満)
金属・金属製品の溶融めっき	20	加熱炉	火格子面積(0.5m ² 以上) 燃焼能力(30L/時以上) 変圧器容量(100kVA 以上)
製鉄 製鋼 合金鉄の製造	21	電気炉	変圧器容量(1000kVA 未満)
金属の精製 金属の製錬 合金の製造	22	電気炉	すべて
すべて (銅・鉛・亜鉛の精錬用を除く)	23	乾燥炉	火格子面積 (0.5m ² 以上1m ² 未満) 燃焼能力 (30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量 (100kVA 以上 200kVA 未満)
すべて	24	廃棄物焼却炉	焼却能力 (100kg/時以上 200kg/時未満) 火格子面積 (1m ² 以上2m ² 未満)

備考1 ※規模要件については、項目のいずれかに該当すること。

備考2 表の「燃焼能力」は重油換算した燃焼能力を示す。

・ばい煙(別表第1に掲げる物質特定施設(1))

「大気汚染防止法施行規則別表第3の第3欄に掲げる施設」

(※ 大気汚染防止法施行令別表第1における項番号)

1. カドミウム及びその化合物

項(※)	用途	施設名
9	ガラス又はガラス製品の製造 (原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するもの)	焼成炉
		溶融炉
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬	焙焼炉
		焼結炉(ペレット焼成炉含む)
		溶鋇炉(溶鋇用反射炉含む)
		転炉
		溶解炉
15	カドミウム系顔料 炭酸カドミウム	乾燥炉
		乾燥施設

2. 塩素

項(※)	用途	施設名
16	塩素化エチレンの製造	塩素急速冷却施設
17	塩化第二鉄の製造	溶解槽
18	活性炭の製造	反応炉
19	化学製品の製造	塩素反応施設
		塩化水素反応施設
		塩化水素吸収施設

3. 塩化水素

項(※)	用途	施設名
13	すべて	廃棄物焼却炉
16	塩素化エチレンの製造	塩素急速冷却施設
17	塩化第二鉄の製造	溶解槽
18	活性炭の製造	反応炉
19	化学製品の製造	塩素反応施設
		塩化水素反応施設
		塩化水素吸収施設

4. 弗素、弗化水素及び弗化珪素

項 ^(※)	用途	施設名
9	ガラス又はガラス製品の製造 (原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するもの)	焼成炉
		溶融炉
20	アルミニウムの精錬	電解炉
		※電解炉から直接吸引されるダクトを通じて排出口から排出される場合
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造	反応施設 (過燐酸又は重過燐酸石灰の製造の用に供する物を除く)
		反応施設 (過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものに限る)
		濃縮施設
		焼成炉
		溶解炉 (燐酸質肥料の製造の用に供する物を除く)
		溶解炉のうち電気炉 (燐酸質肥料の製造の用に供するものに限る)
		溶解炉のうち平炉 (燐酸質肥料の製造の用に供するものに限る)
22	弗酸の製造	凝縮施設
		吸収施設
		蒸留施設
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造	反応施設
		乾燥炉
		焼成炉

5. 鉛及びその化合物

項 ^(※)	用途	施設名
9	ガラス又はガラス製品の製造 (原料として酸化鉛を使用するものに限る)	焼成炉
		溶融炉
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬	焙焼炉
		転炉
		溶解炉
		乾燥炉
		焼結炉
		溶鋳炉
24	鉛の第二次精錬又は鉛の管、板もしくは線の製造	溶解炉
25	鉛蓄電池の製造	溶解炉
26	鉛系顔料	溶解炉
		反射炉
		反応炉
		乾燥施設

・ばい煙(別表第1に掲げる物質特定施設(2))

「大気汚染防止法施行規則別表第3の2の第2欄に掲げる施設」

項	用途	細番	施設の種類	排出ガス規模等 (万 m ³ /時)
1	すべて	①	ガス専焼ボイラー	
		②	固体燃焼ボイラー(③を除く)	
		③	固体燃焼小型ボイラー	
		④	液体燃焼小型ボイラー(灯油、軽油、A重油以外)	
		⑤	液体燃焼ボイラー(④を除く)	
2	水性ガス、油ガスの発生	①	ガス発生炉・加熱炉	
3	金属精錬、無機化学工業品の製造	①	焙焼炉	
		②	焼結炉	
		③	煨(か)焼炉	
4	金属精錬	①	溶鋇炉	
5	金属精製、鑄造	①	金属溶解炉(キュポラを除く)	
6	金属の鍛造 金属の圧延 金属、金属製品の熱処理	①	ラジアントチューブ型金属加熱炉	1以上10未満
		②	鍛接鋼管用金属加熱炉	1以上10未満
		③	金属加熱炉(①、②以外)	
7	石油製品、石油化学製品の製造 コールタール製品の製造	①	加熱炉	
8	石油精製	①	流動接触分解装置のうち触媒再生塔	
8の2	すべて	①	石油ガス洗浄装置に付属の硫黄回収装置のうち燃焼炉	
9	窯業製品製造	①	石灰焼成炉(ガス燃焼ロータリーキルン)	
		②	セメント焼成炉	
		③	耐火物原料、耐火レンガ製造用焼成炉	
		④	板ガラス、ガラス繊維製造用熔融炉	
		⑤	フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用熔融炉	
		⑥	その他ガラス製造用熔融炉	
		⑦	その他焼成炉、熔融炉	
10	無機化学工業品の製造 食料品の製造	①	反応炉、直火炉	
11	すべて	①	乾燥炉	
13	すべて	①	浮遊回転燃焼式焼却炉(連続炉)	
		②	特殊廃棄物焼却炉(連続炉) (ニトロ化合物、アミノ化合物、シアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造・使用する工程か、アンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの)	4 未満
		③	廃棄物焼却炉(連続炉①、②以外)	
		④	廃棄物焼却炉(連続炉以外)	4 以上
14	銅、鉛、亜鉛の精錬	①	ばい焼炉	
		②	焼結炉	

項	用途	細番	施設の種類	排出ガス規模等 (万 m ³ /時)
		③	亜鉛精錬用溶鋳炉のうち鋳さい処理炉(石灰、コークスを燃料・還元剤とするもの)	
		④	溶鋳炉(③以外)	
		⑤	銅精錬用溶解炉のうち精製炉(アンモニアを還元剤とするもの)	
		⑥	溶解炉(⑤以外)	
		⑦	乾燥炉	
18	活性炭製造	①	反応炉	
21	燐、燐酸の製造 燐酸質肥料の製造 複合肥料の製造	①	焼成炉	
		②	溶解炉	
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造	①	乾燥炉	
		②	焼成炉	
24	鉛合金の製造を含む鉛の二次精錬 鉛の管、板、線の製造	①	溶解炉	
25	鉛蓄電池製造	②	溶解炉	
26	鉛系顔料の製造	①	溶解炉	
		②	反射炉	
		③	反応炉	
27	硝酸の製造	①	吸収施設 漂白施設 濃縮施設	
28	すべて	②	コークス炉	
29	すべて	①	ガスタービン	
30	すべて	①	ディーゼル機関	
31	すべて	①	ガス機関	
32	すべて	①	ガソリン機関	

・ばい煙(別表第1に掲げる物質特定施設(3))

「府条例施行規則別表第3第2号の表に規定する施設(同表備考に掲げる施設を除く。)」

項	用途	施設種類		規模
1	繊維製品の製造 (衣服その他の繊維製品に係るものを除く)	イ	法に掲げる乾燥炉	火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量 (200kVA 以上)
		□	条例に掲げる乾燥炉	火格子面積(0.5 以上 1m ² 未満) 燃焼能力 (重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量 (100 以上 200kVA 未満)
		ハ	乾燥・焼付施設	すべて
		ニ	漂白施設	すべて
		ホ	樹脂加工施設	すべて
		ヘ	混合施設	すべて
		ト	滅菌施設及び消毒施設	すべて
2	木材若しくは木製品の製造(家具に係るものを除く)又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造	イ	法に掲げる乾燥炉	火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上)
		□	条例に掲げる乾燥炉	火格子面積(0.5 以上 1m ² 未満) 燃焼能力 (重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量 (100 以上 200kVA 未満)
		ハ	乾燥・焼付施設	すべて
		ニ	張合せ施設	すべて
		ホ	樹脂加工施設	すべて
		ヘ	滅菌施設及び消毒施設	すべて
3	出版若しくは印刷又はこれらの関連品の製造	イ	法に掲げる乾燥炉	火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上)
		□	条例に掲げる乾燥炉	火格子面積(0.5 以上 1m ² 未満) 燃焼能力 (重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量 (100 以上 200kVA 未満)
		ハ	乾燥・焼付施設	すべて
		ニ	グラビア印刷施設	すべて
		ホ	金属板印刷施設	すべて
		ヘ	エッチング施設	すべて
4	化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造	イ	大気汚染防止法に掲げる焙焼炉・焼結炉・煅焼炉(3 項)、反応炉・直火炉(10 項)、乾燥炉(11 項)、電気炉(12 項)、乾燥施設(15 項)、溶解槽(17 項)、反応炉(18 項)、反射炉・反応炉・乾燥施設(26 項)	法の規模のとおり
		□	府条例に掲げる焙焼炉(4 項)、焼結炉(5 項)、煅焼炉(6 項)、反応炉(7 項)、直火炉(8 項)、電気炉(10 項)、乾燥炉(23 項)	府条例(ばいじん規制)の規模のとおり

項	用途	施設種類		規模
		ハ	反応施設及び直火炉	イ及びロ以外
		ニ	乾燥・焼付施設	イ及びロ以外
		ホ	合成施設、重合施設及び分解施設	すべて
		ハ	精製施設、抽出施設、晶出施設、蒸留施設、蒸発施設及び濃縮施設	すべて
		ト	電解施設	すべて
		チ	焼成施設	すべて
		リ	電気めっき施設	すべて
		ヌ	混合施設、配合施設及び混練施設	すべて
		ル	造粒施設	すべて
		ヲ	滅菌施設及び消毒施設	すべて
		ワ	洗浄施設	液面の面積が0.5m ² 以上
5	プラスチック製品の製造	イ	法に掲げる乾燥炉	火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上)
		ロ	条例に掲げる乾燥炉	火格子面積(0.5 以上 1m ² 未満) 燃焼能力 (重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量 (100 以上 200kVA 未満)
		ハ	乾燥・焼付施設	すべて
		ニ	電気めっき施設	すべて
		ホ	エッチング施設	すべて
		ハ	配合施設及び混練施設	すべて
		ト	滅菌施設及び消毒施設	すべて
6	ゴム製品の製造	イ	加硫施設	すべて
		ロ	混練施設	すべて
		ハ	滅菌施設及び消毒施設	すべて
7	窯業製品又は土石製品の製造	イ	法に掲げる焼成炉・溶融炉(9 項)、乾燥炉(11 項)	火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上)
		ロ	条例に掲げる焼成炉(11 項)、溶融炉(12 項)、乾燥炉(23 項)	火格子面積(0.5 以上 1m ² 未満) 燃焼能力 (重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量 (100 以上 200kVA 未満)
		ハ	焼成施設及び溶融施設	イ及びロ以外
		ニ	乾燥・焼付施設	イ及びロ以外
		ホ	樹脂加工施設	すべて
		ハ	混合施設	すべて
		ト	滅菌施設及び消毒施設	すべて
8	鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造	イ	法に掲げる焙焼炉・焼結炉・煅焼炉(3 項)、溶解炉(5 項)、乾燥炉(11 項)、電気炉(12 項)、焙焼炉・焼結炉・溶鋇炉・転炉・溶解炉・乾燥炉(14 項)、溶解炉(24 項)、溶解炉(25 項)	法の規模のとおり
		ロ	条例に掲げる焙焼炉(14 項)、焼結炉(15 項)、煅焼炉(16 項)、溶解炉(17 項)、溶解炉(18 項)、電	府条例施行規則別表第3第1号の表に規定する規模のとおり

項	用途	施設種類	規模	
			気炉(21 項)、電気炉(22 項)、乾燥炉(23 項)	
		ハ	金属溶解・精錬施設	イ及びロ以外
		ニ	乾燥・焼付施設	イ及びロ以外
		ホ	焼成施設	すべて
		ヘ	電気めっき施設、熔融めっき施設及び化成被膜施設	すべて
		ト	ソルトバス	すべて
		チ	樹脂加工施設	すべて
		リ	酸洗施設、エッチング施設及び電解研磨施設	すべて
		ヌ	鋳型造形施設	すべて
		ル	混合施設、配合施設及び混練施設	すべて
		ヲ	反応施設	すべて
ワ	滅菌施設及び消毒施設	すべて		
カ	洗浄施設	液面の面積が 0.5m ² 以上		
9	その他の製品製造	イ	法に掲げる乾燥炉	火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量 (200kVA 以上)
		ロ	条例に掲げる乾燥炉	火格子面積(0.5 以上 1m ² 未満) 燃焼能力 (重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量 (100 以上 200kVA 未満)
		ハ	乾燥・焼付施設	すべて
		ニ	電気めっき施設	すべて
		ホ	エッチング施設	すべて
		ヘ	滅菌施設及び消毒施設	すべて
10	すべて	イ	法に掲げる廃棄物焼却炉	火格子面積(2m ² 以上) 焼却能力(200kg/時以上)
		ロ	条例に掲げる廃棄物焼却炉	火格子面積(1 以上 2m ² 未満) 焼却能力 (100 以上 200kg/時未満)
		ハ	廃棄物焼却炉	焼却能力(50kg/時以上)
11	医療業	滅菌施設及び消毒施設	すべて	
12	消毒業	滅菌施設及び消毒施設	すべて	
13	洗濯業	イ	消毒施設	すべて
		ロ	ドライクリーニングの用に供するクリーニング施設	1回のドライクリーニングに係る洗濯能力の合計が 30kg 以上の事業場に設置されるすべての施設
		ハ	ドライクリーニングの用に供する乾燥施設	
14	物の製造に係る塗装	吹付塗装施設	排風機能力(100m ³ /分以上)	

備考

次に掲げる施設は除く

- ・ 実験の用に供するもの
- ・ 移動式のもの

- ・ 10 の項のイの施設で塩化水素、水銀及びその化合物又は揮発性有機化合物のみを発生し、及び排出するもの
- ・ 10 の項のロ及びハの施設で揮発性有機化合物のみを発生し、及び排出するもの
- ・ 10 の項以外の施設で塩化水素のみを発生し、及び排出するもの
- ・ 10 の項以外の施設であって次のイからハまでに掲げる施設のうち、次の表の物質のみを発生し、及び排出するもの
 - イ 法規則別表第3の第3欄に掲げる施設
 - ロ 法規則別表第3の3の中欄に掲げる施設
 - ハ 小型乾燥炉(1の項、2の項、4の項、5の項及び7の項から9の項までの施設のうち乾燥炉、乾燥施設及び乾燥・焼付施設であって排風機の能力が 10m³/分未満のもの。)

	施設	物質
1	イからハまでのいずれにも該当する施設	塩化水素、水銀及びその化合物、トルエン又は当該施設について法規則別表第3の第2欄に規定する物質(以下「法有害物質」という。)
2	イ及びロに該当し、ハに該当しない施設	塩化水素、水銀及びその化合物又は法有害物質
3	イ及びハに該当し、ロに該当しない施設	塩化水素、トルエン又は法有害物質
4	ロ及びハに該当し、イに該当しない施設	塩化水素、水銀及びその化合物又はトルエン
5	イのみに該当する施設	塩化水素又は法有害物質
6	ロのみに該当する施設	塩化水素又は水銀及びその化合物
7	ハのみに該当する施設	塩化水素又はトルエン

- ・ 13 の項のロ及びハの施設で、当該施設を設置する事業場の1回のドライクリーニングに係る洗濯能力が 30kg 未満の事業場に設置されるもの

・粉じんに係る特定施設(1)

「大気汚染防止法施行令第3条に規定する施設」

用途	項	施設種類	規模	備考
すべて	1	コークス炉	原料の処理能力(50 t / 日以上)	
	2	鉱物又は土石の堆積場	面積(1000 m ² 以上)	
	3	ベルトコンベア	ベルトの幅(75 cm 以上)	密閉式を 除く
		バケットコンベア	バケットの内容積(0.03 m ³ 以上)	
	4	破碎機・摩砕機	原動機の定格出力(75 kW 以上)	密閉式、湿式を 除く
5		ふるい	原動機の定格出力(15 kW 以上)	

・粉じんに係る特定施設(2)

「府条例施行規則別表第3第3号の表に規定する施設(同表備考に掲げる施設を除く。)」

用途	項	施設種類	規模	備考
食料品の製造	1	イ 粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm 以上)又はバケットの内容積(0.01 m ³ 以上)	※5
		ロ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5 kW 以上)	湿式を 除く
		ハ 粉碎施設	原動機の定格出力 (7.5 kW 以上)	
		ニ リンターの分離施設	すべて	
繊維製品(衣服等に 係るものを除く)の製造	2	イ 製綿施設	すべて	
		ロ 植毛施設	すべて	
		ハ 起毛施設	すべて	
		ニ 剪毛施設	すべて	
		ホ 混合施設	すべて	
木材若しくは木製品の製造(家具を除く)又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造	3	イ 粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm 以上)又はバケットの内容積(0.01 m ³ 以上)	※5
		ロ 粉碎施設	原動機の定格出力(7.5 kW 以上)	湿式を 除く
		ハ 研削・研磨施設	原動機の定格出力(0.75 kW 以上)	
		ニ 切断施設	原動機の定格出力(0.75 kW 以上)	
		ホ 吹付塗装施設	すべて	
化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造	4	イ 粉粒塊堆積場	面積(500 m ² 以上)	
		ロ 粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm 以上)又はバケットの内容積(0.01 m ³ 以上)	※5
		ハ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5 kW 以上)	湿式を 除く
		ニ 選別施設	原動機の定格出力(1.5 kW 以上)	
		ホ 粉碎施設	原動機の定格出力(7.5 kW 以上)	
		ハ 混合施設	すべて	
		ト 配合施設	すべて	

用途	項	施設種類	規模	備考
		チ 混練施設	すべて	
		リ 造粒施設	造粒面の内径(1.5 m 以上)	
プラスチック製品の製造	5	イ 粉碎施設	すべて	湿式を除く
		ロ 研摩施設	すべて	
		ハ 吹付塗装施設	すべて	
		ニ 配合施設	すべて	
		ホ 混練施設	すべて	
ゴム製品製造	6	混練施設	すべて	
窯業製品又は土石製品の製造	7	イ 粉粒塊堆積場	面積(500 m ² 以上)	
		ロ 粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm 以上)又はバケットの内容積(0.01 m ³ 以上)※6	※5
		ハ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5 kW 以上)※6	湿式を除く
		ニ 選別施設	原動機の定格出力(1.5 kW 以上)※6	
		ホ 粉碎施設	原動機の定格出力(7.5 kW 以上)※6	
		ヘ 研摩施設	すべて	
窯業製品又は土石製品の製造	7	ト 岩綿又は鉱滓綿加工施設	すべて	
		チ 吹付塗装施設	すべて	
		リ セメントサイロ	貯蔵容量(300 m ³ 以上)	
		ヌ 混合施設	すべて	
鉄鋼、非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造	8	イ 粉粒塊堆積場	面積(500 m ² 以上)	
		ロ 粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm 以上)又はバケットの内容積(0.01 m ³ 以上)※7	※5
		ハ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5 kW 以上)※7	湿式を除く
		ニ 粉碎施設	原動機の定格出力(7.5 kW 以上)※7	
		ホ 研摩施設	すべて	
		ヘ 溶射施設	すべて	
		ト 吹付塗装施設	すべて	
		チ 切断施設	すべて	
		リ 鋳型砂処理施設	すべて	
		ヌ 鋳型ばらし施設	すべて	
		ル ダクタイル処理施設	すべて	
		ヲ スカーファ	すべて	
		ワ 混合施設	すべて	
		カ 配合施設	すべて	
		コ 混練施設	すべて	
タ 造粒施設	造粒面の内径(1.5 m 以上)			
	9	イ 粉碎施設	すべて	

用途	項	施設種類	規模	備考
その他の製品の製造		(つの又は貝殻の粉碎)		湿式を除く
		□ 研摩施設 (つの又は貝殻の研磨)	すべて	
		ハ 吹付塗装施設	すべて	
ガスの製造	10	イ 粉粒塊堆積場	面積(500 m ² 以上)	
		□ 粉粒塊輸送用コンベア施設	ベルト幅(40cm以上)又はバケツの内容積(0.01 m ³ 以上)	※5
		ハ ふるい分施設	原動機の定格出力(1.5 kW以上)	湿式を除く
		ニ 粉碎施設	原動機の定格出力(7.5 kW以上)	
		ホ 配合施設	すべて	

備考

○次のものは除く。

※1. 実験用

※2. 移動式

※3. 粉じんが外部に飛散しにくい構造の建築物内に設置されているもの

※4. 法対象となるもの

※5. 粉粒塊輸送用コンベア施設のうち袋詰めにしたものを扱うもの

○※6 の施設のうち、汚染土壌処理施設、蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設はすべて対象。

○※7 の施設のうち、蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設はすべて対象。

・汚水・廃液に係る特定施設(1)

「水質汚濁防止法施行令第1条に規定する施設」

- 1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 選鉱施設
 - ロ 選炭施設
 - ハ 坑水中和沈でん施設
 - ニ 掘削用の泥水分離施設
- 1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。)
 - ロ 牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。)
 - ハ 馬房施設(馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)
 - ハ 湯煮施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水産動物原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 脱水施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
- 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 湯煮施設
- 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 湯煮施設
 - ニ 濃縮施設
 - ホ 精製施設
 - ヘ ろ過施設
- 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- 7 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)
 - ハ ろ過施設
 - ニ 分離施設

ホ 精製施設

8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう

9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機

10 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

□ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)

ハ 搾汁施設

ニ ろ過施設

ホ 湯煮施設

ハ 蒸留施設

11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

□ 洗浄施設

ハ 圧搾施設

ニ 真空濃縮施設

ホ 水洗式脱臭施設

12 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

□ 洗浄施設

ハ 圧搾施設

ニ 分離施設

13 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

□ 洗浄施設

ハ 分離施設

14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料浸せき施設

□ 洗浄施設(流送施設を含む。)

ハ 分離施設

ニ 洗だめ及びこれに類する施設

15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

□ ろ過施設

ハ 精製施設

16 麺類製造業の用に供する湯煮施設

17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設

18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設

18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

□ 湯煮施設

ハ 洗淨施設

18の3 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 水洗式脱臭施設

□ 洗淨施設

19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ まゆ湯煮施設

□ 副蚕処理施設

ハ 原料浸せき施設

ニ 精練機及び精練そう

ホ シルケツト機

ハ 漂白機及び漂白そう

ト 染色施設

チ 薬液浸透施設

リ のり抜き施設

20 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗毛施設

□ 洗化炭施設

21 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 湿式紡糸施設

□ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設

ハ 原料回収施設

21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー

21の3 合板製造業の用に供する接着機洗淨施設

21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 湿式バーカー

□ 接着機洗淨施設

22 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 湿式バーカー

□ 薬液浸透施設

23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料浸せき施設

□ 湿式バーカー

ハ 碎木機

ニ 蒸解施設

ホ 蒸解廃液濃縮施設

ハ チップ洗淨施設及びパルプ洗淨施設

ト 漂白施設

チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)

リ セロハン製膜施設

又 湿式繊維板成型施設

ル 廃ガス洗浄施設

23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 自動式フィルム現像洗浄施設

ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設

24 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ろ過施設

ロ 分離施設

ハ 水洗式破碎施設

ニ 廃ガス洗浄施設

ホ 湿式集じん施設

25 削除

26 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ ろ過施設

ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機

ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設

ホ 廃ガス洗浄施設

27 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ろ過施設

ロ 遠心分離機

ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設

ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設

ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設

ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設

ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設

チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設

リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設

ヌ 廃ガス洗浄施設

ル 湿式集じん施設

28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 湿式アセチレンガス発生施設

ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設

ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設

ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設

ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設

ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設

29 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ベンゼン類硫酸洗浄施設

ロ 静置分離器

ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

- 30 発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 蒸留施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ ろ過施設
- 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 縮合反応施設
 - ロ 水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 静置分離器
 - ホ 弗(ふつ)素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
 - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
 - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 - チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
 - リ 廃ガス洗浄施設
 - ヌ 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 脱水施設
 - ハ 水洗施設
 - ニ ラテックス濃縮施設
 - ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 蒸留施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 廃酸分離施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設

ハ 湿式集じん施設

37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗淨施設

ロ 分離施設

ハ ろ過施設

ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設

ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設

ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設

ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設

チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設

リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設

ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設

ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗淨施設

ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設

ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器

カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設

ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設

タ 廃ガス洗淨施設

38 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料精製施設

ロ 塩析施設

38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗淨装置を有しないものを除く。)

39 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 脱酸施設

ロ 脱臭施設

40 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設

41 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗淨施設

ロ 抽出施設

42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 石灰づけ施設

ハ 洗淨施設

43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗淨施設

- 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 脱水施設
- 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
- 46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 水洗施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
 - ニ 廃ガス洗淨施設
- 47 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 動物原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 分離施設
 - ニ 混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。)
 - ホ 廃ガス洗淨施設
- 48 火薬製造業の用に供する洗淨施設
- 49 農薬製造業の用に供する混合施設
- 50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 脱塩施設
 - ロ 原油常圧蒸留施設
 - ハ 脱硫施設
 - ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗淨施設
 - ホ 潤滑油洗淨施設
- 51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- 51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗淨施設
- 52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗淨施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ タンニンづけ施設
 - ニ クロム浴施設
 - ホ 染色施設
- 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 研摩洗淨施設
 - ロ 廃ガス洗淨施設
- 54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 抄造施設

- 成型機
- ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
- 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水洗式破碎施設
 - 水洗式分別施設
 - ハ 酸処理施設
 - ニ 脱水施設
- 59 砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水洗式破碎施設
 - 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ タール及びガス液分離施設
 - ガス冷却洗淨施設
 - ハ 圧延施設
 - ニ 焼入れ施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 還元そう
 - 電解施設(溶融塩電解施設を除く。)
 - ハ 焼入れ施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗淨施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 焼入れ施設
 - 電解式洗淨施設
 - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗淨施設
- 63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- 63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗淨施設
- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ タール及びガス液分離施設
 - ガス冷却洗淨施設(脱硫化水素施設を含む。)
- 64の2 水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水

道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)又は
自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であつ
て、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万㎡未満の事業場に係るものを除く。)

イ 沈でん施設

□ ろ過施設

65 酸又はアルカリによる表面処理施設

66 電気めつき施設

66の2 エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)

66の3 旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平
成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2
条第4項に規定する下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゆう房施設

□ 洗濯施設

ハ 入浴施設

66の4 共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。以下同じ。)
に設置されるちゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)
が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)

66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が360㎡未満の事業場に係
るものを除く。)

66の6 飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が4
20㎡未満の事業場に係るものを除く。)

66の7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食
店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が630㎡未満の事業場に
係るものを除く。)

66の8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待を
し、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が1,500㎡未満の事業
場に係るものを除く。)

67 洗濯業の用に供する洗浄施設

68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

68の2 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で
病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゆう房施設

□ 洗浄施設

ハ 入浴施設

69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設

69の2 卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)
(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚
地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加
工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設
置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000

m³未満の事業場に係るものを除く。)

イ 卸売場

ロ 仲卸売場

70 廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)

70 の2 自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800m²未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)

71 自動式車両洗淨施設

71の2 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗淨施設

ロ 焼入れ施設

71の3 一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設

71の4 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設(前各号に該当するものを除く。)

71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)

72 し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)

73 下水道終末処理施設

74 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

・汚水・廃液に係る特定施設(2)

「府条例施行規則第 24 条に規定する施設」

- 1 畜産農業の用に供する牛房施設(牛房の総面積が150㎡未満の事業場に係るものを除く。)
- 2 食料品製造業の用に供する施設で、次に掲げるもの(第12号に掲げるものを除く。)
 - イ 洗淨施設
 - ロ 混合施設
 - ハ 摩砕施設
- 3 パルプ・紙・紙加工品製造業の用に供するコルゲートマシン
- 4 化学工業の用に供する施設で、次に掲げるもの
 - イ 洗淨施設
 - ロ 反応施設
 - ハ 分離施設
 - ニ 混合施設
- 5 石油製品・石炭製品製造業の用に供する施設で、次に掲げるもの
 - イ 分離施設
 - ロ アスファルトプラント
- 6 窯業・土石製品製造業の用に供する施設で、次に掲げるもの
 - イ 研摩施設
 - ロ 洗淨施設
 - ハ 混合施設
 - ニ 成型施設
- 7 鉄鋼業の用に供する廃ガス洗淨施設
- 8 非鉄金属製造業の用に供する洗淨施設
- 9 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設で、次に掲げるもの
 - イ 洗淨施設
 - ロ 溶融めっき施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 10 水道施設(水道法第3条第8項に規定するもの(専用水道の設置者の管理に属するものを除く。)をいう。)のうち浄水施設で、次に掲げるもの
 - イ 沈でん施設
 - ロ ろ過施設
- 11 共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)に設置されるちゅう房施設
- 12 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積が120㎡未満の事業に係るものを除く。)
- 13 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げるものに限る。)
- 14 届出事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設

備考 特定事業場内に設置される施設を除く。

・騒音に係る特定施設(1)

「騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)第1条に規定する施設」

- 1 金属加工機械
 - イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW 以上のものに限る。)
 - ロ 製管機械
 - ハ ベンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75kW 以上のものに限る。)
 - ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
 - ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294kN 以上のものに限る。)
 - ヘ せん断機(原動機の定格出力が3.75kW 以上のものに限る。)
 - ト 鍛造機
 - チ ワイヤフォーミングマシン
 - リ ブラスト(タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)
 - ヌ タンブラー
 - ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
- 2 空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。)
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。)
- 4 織機(原動機を用いるものに限る。)
- 5 建設用資材製造機械
 - イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。)
 - ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg 以上のものに限る。)
- 6 穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。)
- 7 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25kW 以上のものに限る。)
 - ハ 碎木機
 - ニ 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW 以上のものに限る。)
 - ホ 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW 以上のものに限る。)
 - ヘ かな盤(原動機の定格出力が2.25kW 以上のものに限る。)
- 8 抄紙機
- 9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
- 10 合成樹脂用射出成形機
- 11 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)

・騒音に係る特定施設(2)

「府条例施行規則別表第 19 第1号の表に掲げる施設(同表備考に規定する施設を除く。)」

1 金属加工機械

- イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW 以上のものに限る。)
- ロ 製管機械
- ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW 以上のものに限る。)
- ニ ハ以外のベンディングマシン(ロール式のものに限る。)
- ホ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
- ヘ 矯正プレス
- ト 機械プレス(呼び加圧能力が294kN 以上のものに限る。)
- チ ト以外の機械プレス
- リ せん断機(原動機の定格出力が3.75kW 以上のものに限る。)
- ヌ リ以外のせん断機
- ル 鍛造機
- ロ ワイヤーフォーミングマシン
- ワ ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
- カ ワ以外のブラスト
- コ タンブラー
- タ 自動旋盤(棒材作業用のものに限る。)
- レ 数値制御フライス盤
- ソ マシニングセンタ
- ツ 平削盤
- ネ 切断機(といしを用いるものに限る。)
- ナ グライNDER(工具用及び精密加工用のものを除く。亜鉛版用のもの以外は、2台以上であること。)
- ラ 自動やすり目立機(原動機の定格出力が5kW 以上のものに限る。)

2 圧縮機及び送風機

- イ 空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第1の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。)
- ロ イ以外の空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が3.7kW 以上のものに限る。)
- ハ 圧縮機(空気圧縮機以外のものであって、原動機の定格出力が3.7kW 以上のものに限る。)

3 粉砕機

- イ 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。)
- ロ イ以外の土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機
- ハ 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。)
- ニ ハ以外の食品加工用粉砕機
- ホ その他の用に供する粉砕機(破砕機及び摩砕機を含む。)

4 繊維機械

イ 織機(原動機を用いるものに限る。)

ロ 紡績機械

ハ 編組機(2台以上であること。)

ニ 撚糸機

5 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。)

ロ イ以外のコンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く。)

ハ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg 以上のものに限る。)

ニ ハ以外のアスファルトプラント

6 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25kW 以上のものに限る。)

ハ 碎木機

ニ 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW 以上のものに限る。)

ホ ニ以外の帯のご盤

ハ 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW 以上のものに限る。)

ト ハ以外の丸のご盤

チ かな盤(原動機の定格出力が2.25kW 以上のものに限る。)

リ チ以外のかな盤

7 抄紙機

8 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)

9 ロール機(金属及び食品加工用を除く。)

10 合成樹脂成型加工機械

イ 合成樹脂用射出成形機

ロ イ以外の合成樹脂成型加工機械

11 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)

12 エヤーハンマ

13 走行クレーン(吊り上げ能力が5t 以上のものに限る。)

14 工業用動力ミシン(3台以上であること。)

15 紙工機械(原動機の定格出力の合計が3.7kW 以上のものに限る。)

16 遠心分離機(直径が1.2m 以上のものに限る。)

17 集じん装置

18 かくはん機(原動機の定格出力が3.7kW 以上のものに限る。)

19 電気炉(鉄鋼及び非鉄金属製造用のものに限る。)

20 ローターキルン

21 冷凍機及び空調機(クーリングタワーを有せず、室外機に圧縮機又は送風機を有するものであって、

原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。)

22 クーリングタワー(原動機の定格出力が2.2kW 以上のものに限る。)

23 スチームクリーナー(原動機の定格出力の合計が7.5kW 以上のものに限る。)

24 石材用の切断機及び切削機

25 オイルバーナ(ロータリーバーナ及びガンタイプバーナを除く。)

※騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定される地域内の同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。

・振動に係る特定施設(1)

「振動規制法施行令第1条に規定する施設」

- 1 金属加工機械
 - イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
 - ロ 機械プレス
 - ハ せん断機(原動機の定格出力が1kW 以上のものに限る。)
 - ニ 鍛造機
 - ホ ワイヤフォーマリングマシン(原動機の定格出力が37.5kW 以上のものに限る。)
- 2 圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。)
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。)
- 4 織機(原動機を用いるものに限る。)
- 5 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW 以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW 以上のものに限る。)
- 6 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kW 以上のものに限る。)
- 7 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW 以上のものに限る。)
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW 以上のものに限る。)
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)

・振動に係る特定施設(2)

「府条例施行規則別表第 19 第2号の表に掲げる施設(同表備考に規定する施設を除く。)」

- 1 金属加工機械
 - イ ベンディングマシン
 - ロ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
 - ハ 矯正プレス
 - ニ 機械プレス
 - ホ せん断機(原動機の定格出力が1kW 以上のものに限る。)
 - ヘ ホ以外のせん断機
 - ト 鍛造機
 - チ ワイヤフォーマリングマシン(原動機の定格出力が37.5kW 以上のものに限る。)
 - リ チ以外のワイヤフォーマリングマシン(原動機の定格出力の合計が15kW 以上のものに限る。)
 - ヌ 平削盤
- 2 圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)別表第1の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW 以

上のものに限る。)

3 粉砕機

- イ 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW 以上のものに限る。)
- ロ イ以外の土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が3.7kW 以上のものに限る。)
- ハ その他の用に供する粉砕機(破砕機及び摩砕機を含む。原動機の定格出力が3.7kW 以上のものに限る。)

4 織機(原動機を用いるものに限る。)

5 コンクリート機械

- イ コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW 以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW 以上のものに限る。)
- ロ コンクリートプラント

6 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kW 以上のものに限る。)

7 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW 以上のものに限る。)

8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW 以上のものに限る。)

9 合成樹脂成型加工機械

- イ 合成樹脂用射出成形機
- ロ イ以外の合成樹脂成形加工機械(原動機の定格出力の合計が15kW 以上のものに限る。)

10 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)

11 走行クレーン(吊り上げ能力が5t 以上のものに限る。)

12 紙工機械(原動機の定格出力の合計が15kW 以上のものに限る。)

13 遠心分離機(直径が1.2m 以上のものに限る。)

備考

振動規制法第3条第1項の規定に基づき指定される地域内の同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。